

『柏市いじめ防止基本方針』 の改訂について (令和5年度版)



柏市教育委員会 児童生徒課

【基本理念】

児童生徒がいじめを苦に、
自ら尊い命を絶つような事態は
何としても
防がなければならない

1 改訂の「経緯」と「背景」

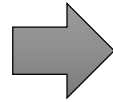
2 改訂のポイント


3 改訂の具体的な内容

4 改定に向けた今後の流れ

「いじめ防止対策推進法 附則 第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」

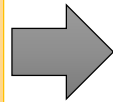
H24年 7月
大津市自殺事案



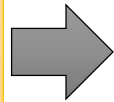
H25年 9月	いじめ防止対策推進法	
H25年10月	いじめの防止のための基本的な方針	策定
H29年 3月	いじめの防止のための基本的な方針	改定
	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン	策定

 柏市

H26年 4月
柏市いじめ防止基本方針 策定



H29年 4月
改定



R 2年 4月
改定



R 5年 4月
改定

生徒指導提要改訂について（案）

（文部科学省：8/22現在）

【生徒指導とは】 「生徒指導提要（案）」

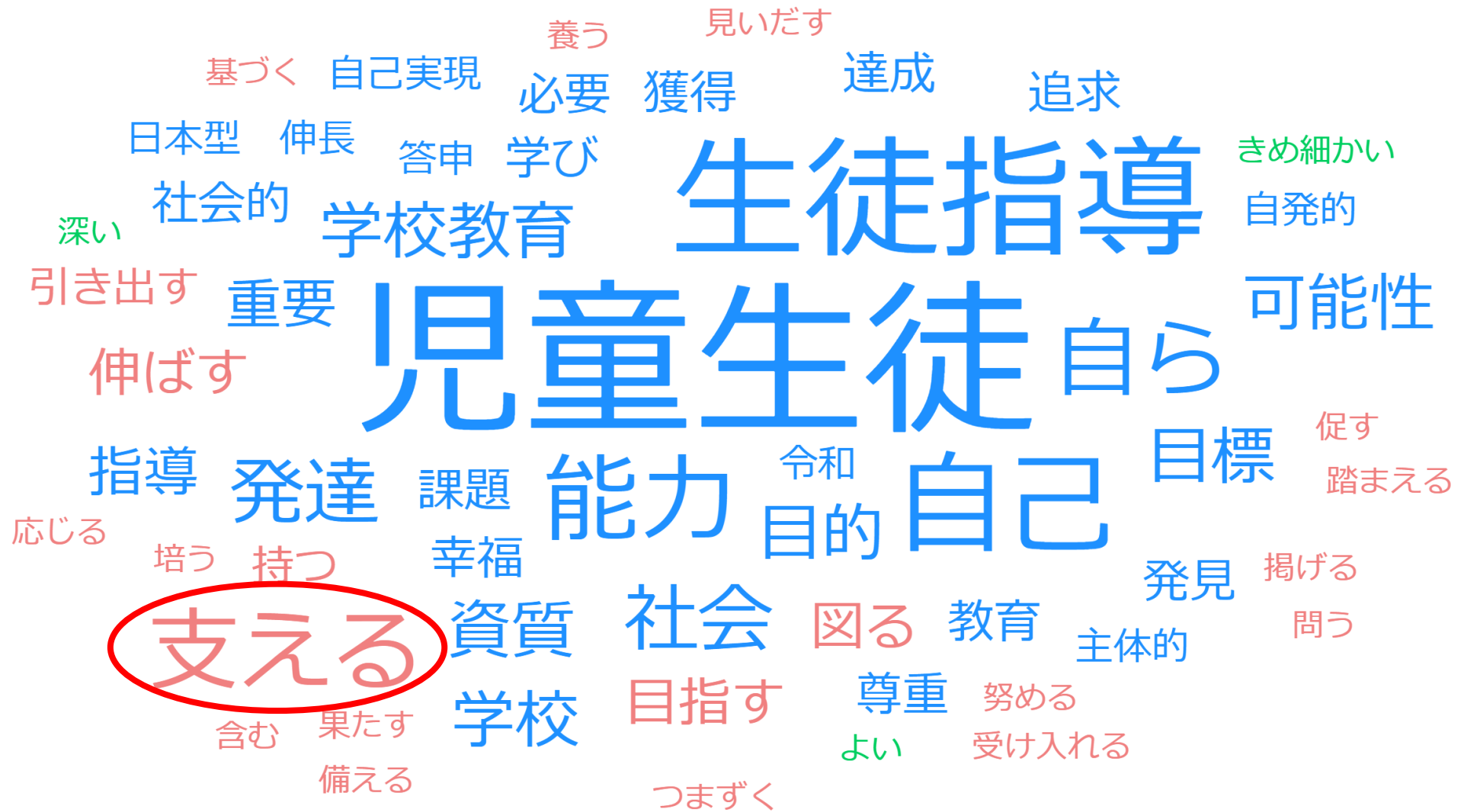
【定義】

生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることが出来る存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を**支える**教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や**援助**を行う。

【目的】

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達と、同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を**支える**。

「生徒指導の定義・目的」



「生徒指導提要(案)より」

『生徒指導の三つの目的』

【平成版】 【令和版】

①成長を促す指導 → ①発達支持的生徒指導

↳ 課題未然防止教育

②予防的指導 → ②課題予防的生徒指導

↳ 早期発見・早期対応

③課題解決的指導 → ③課題解決的生徒指導

①発達支持的生徒指導

特定の児童生徒・課題だけ→全ての児童生徒を対象

学校教育の目標の実現に向け、全ての教育活動（教育課程内外）

において求められる基盤

※ 「授業の中での生徒指導」 「授業を通じた生徒指導」

「発達を支える」「発達支持的」とは

- ・ 児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置
- ・ 発達の過程をいかに支えていくか（**協働作業**）

支持（支える）



（積極的な）指導・援助



~~『指導』~~ → 『支援』

『居場所づくり』

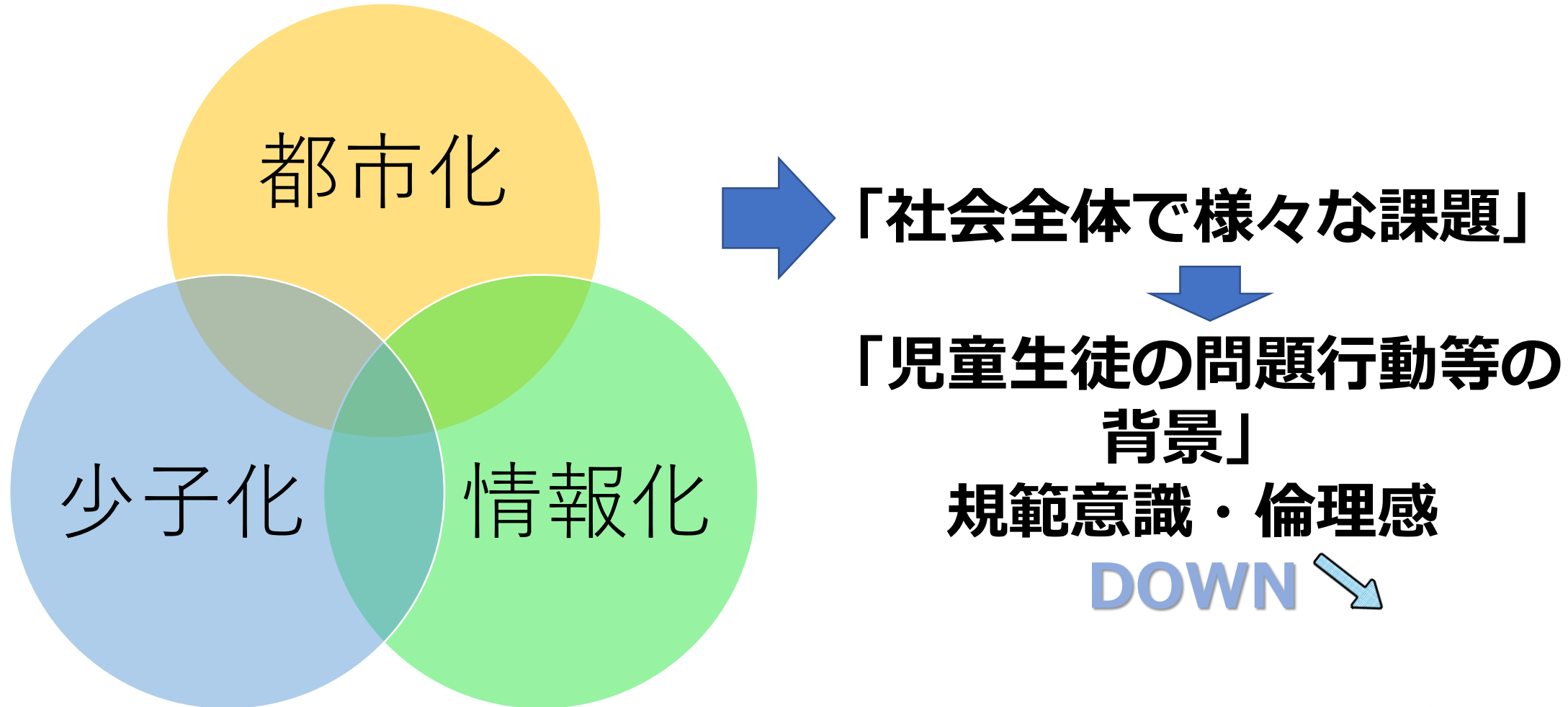
『絆づくり』 『学校とのつながり』

（落ち着ける，活躍できる）

『寄り添う』

(1) 生徒指導提要の作成経緯

平成版 生徒指導提要 (H22年)



(2) 生徒指導提要の改訂

12年
経過



個別事項を取り
巻く状況変化

- ① **整備された関連法規等**
 - ・ いじめ防止対策推進法
 - ・ 教育機会確保法など
- ② **先行的（積極的）な生徒指導**
 - ・ 改めて定着
 - ・ 支援・指導体制の確立など
- ③ **問題の深刻化・増加**
 - ・ いじめ重大事態，暴力行為
 - ・ 不登校児童生徒数，自殺者数

**「いじめ」「暴力行為」「少年非行」
「虐待」「自殺」「中途退学」「性」
「不登校」「ネット, 携帯電話」**



**個別の課題に対する生徒指導
基本的姿勢について, 記載**

新設

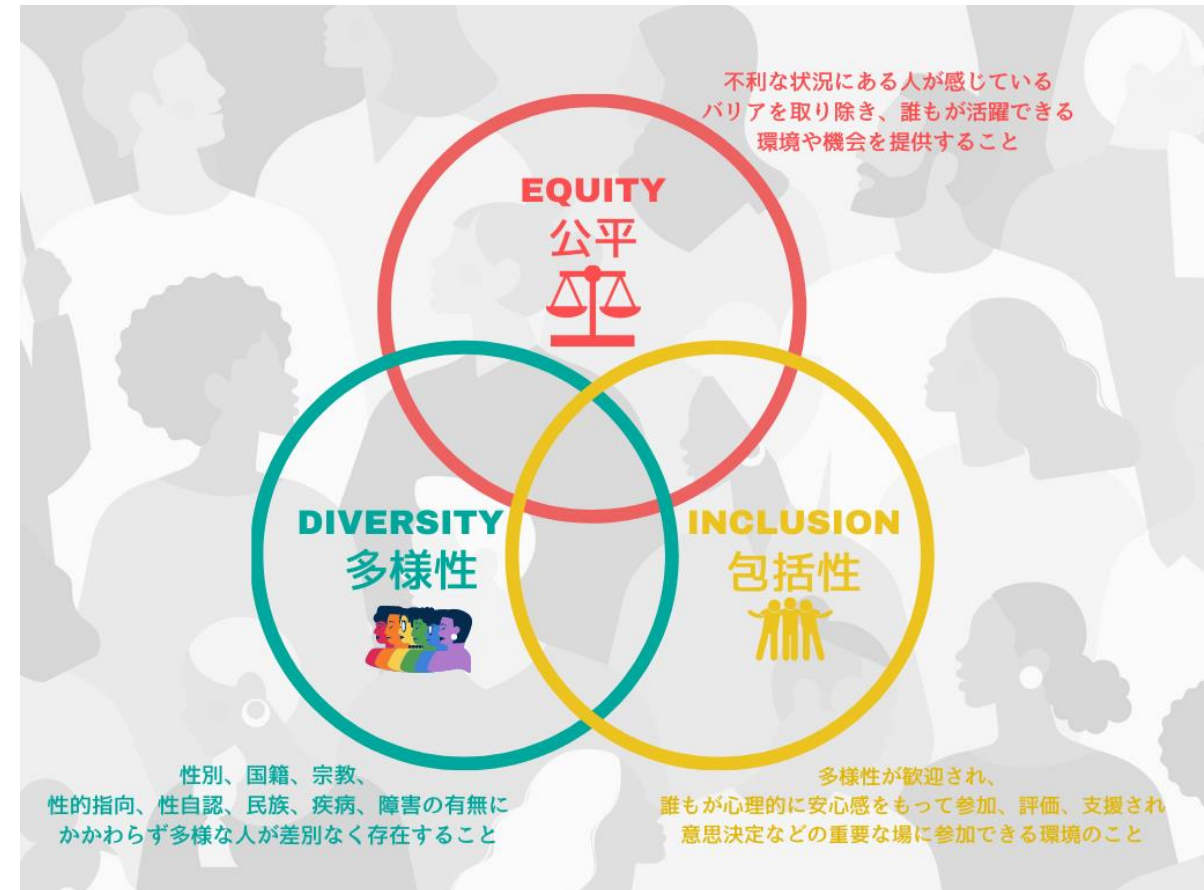
【多様な背景を持つ児童生徒に関する生徒指導】

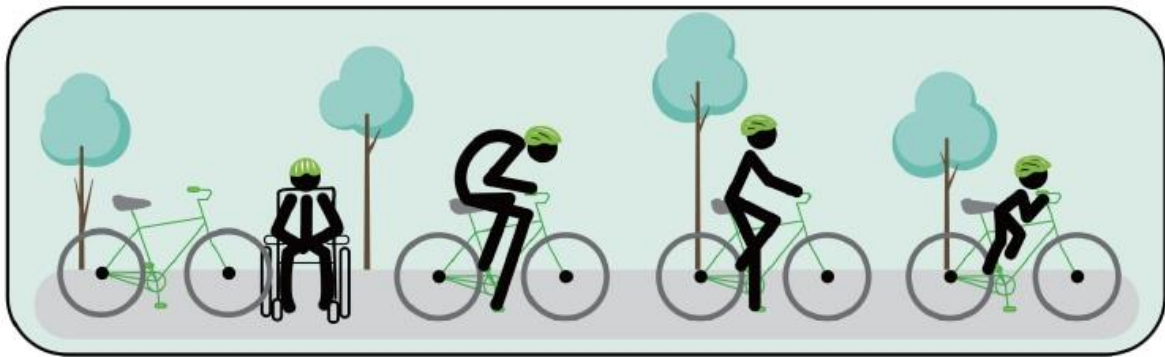
- ① **「発達障害等に関する課題と対応」**
- ② **「精神疾患に関する課題と対応」**
- ③ **「健康問題に関する課題と対応」**
- ④ **「支援を要する家庭的状況」**

【子どもの抱える課題の個別性・多様性・複雑性】

「発達障害」「LGBTQ」
「外国籍」など

多様性と包括性と公平性
◆同化主義→多文化主義
「色々な人がいた方がいい」





▲個人の違いは視野に入れず、全員に「平等」なものが提供されている



▲個人の違いを考慮しそれぞれに「公平」な機会が提供されている

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC.



▲個人の違いは視野に入れず、全員に「平等」なものが提供されている



▲個人の違いを考慮しそれぞれに「公平」な機会が提供されている



▲構造的なバリアが取り除かれ、全員が平等かつ公平な機会を保持している

デロイト トーマツ グループHP参照

人権課題 道徳 + 環境

いじめの環境整備



例)

「服が汚い，臭いがする。近づかないで。あっち行って。」

(ネグレクト)



SSW等によるアプローチ
背景をみて，根本の解決を探る



第Ⅱ部 第13章（社会的背景）

【子どもの抱える課題の個別性・多様性・複雑性】

【休校】
学びは？
給食は？

学校は教育以外に
福祉的要素があることが浮き彫り

家庭状況

「貧困」「虐待」「ヤングケアラー」

◆学校と社会，教育と福祉の
ボーダーレス化

⇒環境への働きかけ
(SSWとの連携・協働)



第Ⅱ部 生徒指導に関連する法令の制定・改正

☑ 「社会福祉法」改正（2020年）

地域共生社会の実現⇒重層的支援体制の整備

☑ 「労働施策総合推進法」一部改正（2020年）

いわゆる「パワハラ防止法」→「カミングアウト強制」

☑ 「少年法」改正（2021年）

18歳・19歳の少年→「特定少年」

☑ 「公職選挙法・民法等」一部改正（2022年）

成年年齢の引き下げ

☑ 「こども基本法・子ども家庭庁設置法」制定（2022年）

自立した個人⇒等しく健やかに成長できる社会の実現

1 改訂の「経緯」と「背景」

2 改訂のポイント

3 改訂の具体的な内容

4 改定に向けた今後の流れ

教員の3割が「子どもの権利」の内容知らず、誤って理解している回答も

教員調査、約半数が「子どもの権利教育」せず

2022年6月、「こども家庭庁設置法」と、子どもの権利条約に対応する「こども基本法」が、国会において可決、成立した。学校は本来、子どもの権利を尊重すべき場であると考えられるが、現時点での教員の子どもの権利に関する理解度や、権利教育の実施状況はどうなっているのだろうか。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが3月に実施した「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査結果」を基に見ていくことにしよう。



東洋経済オンライン参照

教員による子どもの権利の理解度

① 子どもの権利としてふさわしいと思う内容をすべて選んでください
(複数選択、n=468)

	内容	選択した人の割合
1	すべての子どもは、大人と同じように1人の人間であり人権を持っている。	88.2%
2	子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる。 <small>※子どもの権利として、ふさわしくない内容</small>	27.6%
3	子どもは自分と関わりあるすべての事について意見を表明でき、その意見は正当に重視される。	64.1%
4	子どもは家庭でも学校でもどのような場所においても、あらゆる暴力から守られる。	81.2%
5	障害のある子どもを含むすべての子どもは、社会に積極的に参加し、インクルーシブな教育を受けられる。	73.3%
6	子どもは必要な医療・保健サービスや社会保障制度を利用し、十分な生活を送ることができる。	70.5%
7	子どもは成長途上のため、子どもに関する事はいかなる場合も大人が子どもに代わり決めるよう推奨される。 <small>※子どもの権利として、ふさわしくない内容</small>	19.8%
8	子どもは遊んだり、休んだりする権利を持っている。	59.8%
9	すべての子どもは性別や人種の違いで差別されず、同じ権利を持っている。	79.7%

出所：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」を基に東洋経済作成

【大きなポイント①】

『児童の権利に関する条約』

『こども基本法』

子どもの権利条約の 4原則と子どもを 取り巻く問題

- ・ブラック校則
- ・禁止だらけの公園
- ・体罰や暴言

- ・自殺
- ・虐待
- ・いじめ

子どもの
意見の
尊重

生命や発達に
対する
権利

こども
基本法案

差別の
禁止

子どもの
最善の利益

- ・障害のある子ども
- ・外国籍の子ども
- ・貧困状態の子ども

- ・親の離婚
- ・教育格差
- ・無戸籍児童

【大きなポイント②】

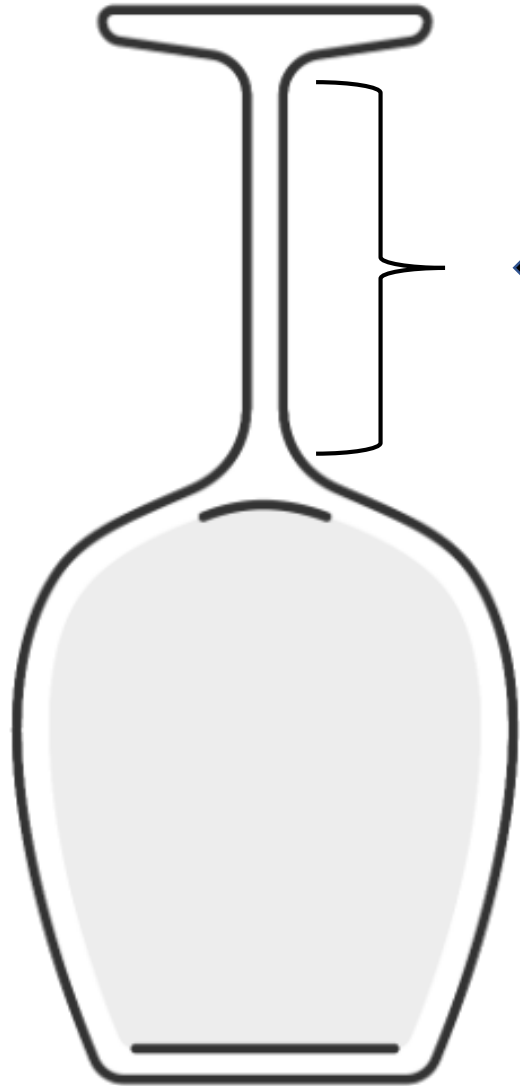
『ICTの活用 (学習指導・生徒指導)』

一人一人の児童生徒や学級の状況を多様な角度から、客観的なデータを用いて分析・検討



- ①わかる授業⇒「自己肯定感」「自己有用感」
- ②早期発見・対応⇒「シャボテンログ」&「STANDBY」
- ③教育機会の確保（オンライン授業, ミライシード, eボード）

【大きなポイント③】



40~50代

ワイングラスを
ひっくり返したような
教員の年齢構成

令和4年度柏市生徒指導主任について (小学校42校, 中学校21校)

勤続年数		平均年齢		分掌経験 平均年数		分掌経験年数 1年目の 人数・割合	
小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
12.2年	8.1年	37.2才	32.8才	1.9年	1.9年	23人 54.7%	12人 57.1%
10.8年		35.7才		1.9年		35人 55.5%	

『子どもの命と人権を守るために』

活用イメージ：冊子及びデータ提供
未然防止・有事の対応
研修資料への活用

防災・防犯

交通安全

校内外の事故

児童虐待

自傷行為

いじめ

教職員の適切な対応

医療的ケア児への対応

など



「経緯」と「背景」より

【コンセプト及びキーワード】

★参考基本資料：令和版「生徒指導提要」「子どもの命と人権を守るために」「定例基礎資料」

『若年者の道標・熟年者が基本の再確認ができるもの（若く、経験の浅い生徒指導主任）』

- 市いじめ基本方針，手引きの利便性向上（QRコード化，リンク化）
- 段階に応じた対応の必要性
- 対応記録の取り方，聞き方（open question，ジェノグラム）

『直近の課題への対応』

- 増え続けるネット問題対策（書き込み削除フロー，オンラインゲーム，メタバース，GIGAタブ）
- いじめ重大事態への理解（フローチャート）
- わかりやすい相談窓口（フローチャート）
- 子どもの権利条約，こども基本法の理解
- 生徒指導から生徒支援のイメージ（特別支援教育の視点，マルチリートメント）
- 関連法規，通知の反映
- 多様な背景への対応（アンコンシャスバイアス，同調圧力，LGBTQ）
- ICTの利活用（早期発見・対応：シャボテンログ，STANDBY）

1 改訂の「経緯」と「背景」

2 改訂のポイント

3 改訂の具体的な内容

4 改定に向けた今後の流れ

変更

(P.3) 個別支援教員（生徒指導・不登校）の配置

【生徒指導・不登校支援サポート教員】



個別支援教員（生徒指導・不登校）

変更

(P.3) 個別支援教員（特別支援）の配置

【特別支援サポート教員】



個別支援教員（特別支援）

(P.4) ◎ 学校を支援する体制イメージ図

【柏市いじめ重大事態検証委員会】



柏市いじめ重大事態等検証委員会

追加

(P.4) 2 教職員の研修の充実

(2) 「教職員の…」



(2) …また、こども基本法、児童生徒の権利に関する理解を深めるため、生徒指導主任及び人権教育担当者等を対象に研修を継続していきます。

(P.4) 2 教職員の研修の充実

(4) 「自殺念慮の…」



(4) 自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】（厚生労働省「自殺総合対策大綱」）を踏まえ、令和元年度までの3年間で、柏市すべての教職員を対象に、**性別違和**・性的指向・性自認に係る児童生徒への理解のための研修を実施しました。今後は、新規採用職員及び市外からの転入職員を対象に研修を継続していきます。

(P.5) 3 いじめの未然防止のための取り組み

○「生徒指導の機能※を生かしたわかる授業の推進」



○自己指導能力の獲得※を目指したわかる授業の推進

※自己指導能力とは①「自己存在感を感受できる」②「共感的な人間関係がある」③「自己決定の場がある」④「安全・安心な風土の醸成がある」ことを言います。これは、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感させることです。

(P.5) 4 いじめの早期発見に対する取り組み

(2) いじめの相談…

柏市立の中学校



STOPitアプリ

柏市立の小学校（6年生）・中学校・高等学校

STANDBYアプリ

追加

(P.5) 4 いじめの早期発見に対する取り組み (2) STOPitアプリ※を導入します。



また、希望する学校・学年には、子どもたちが毎日ここ
ろとからだの状態を記録したり、アンケートに回答する
ことで、「気づき」や「変化」を見える化し、自己管理
能力を養成できるシャボテンログアプリもあります。

(P.5) 4 いじめの早期発見に対する取り組み

(2) ※STOPitアプリ…



※STANDBYアプリとは、生徒の持っているスマートフォンや1人1台端末等からワンタッチで児童生徒課や専門機関に直接いじめ等の悩みを匿名で報告・相談できるアプリです。

(P.6) 4 いじめの早期発見に対する取り組み

◎いじめを匿名で…



- デザインを変更したホウレンソウカード
- 相談窓口案内フローチャート

ひとりでなやまず、信頼できる大人に

『ホウレンソウ』をしよう。

報告 連絡 相談



① 家族や先生など、信頼できる大人に『ホウレンソウ』しよう

② ①がむずかしい時は、電話でも相談できます。

24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
千葉県警察少年センター・ヤングテレホン	0120-783-497
千葉いのちの電話	043-227-3900
子どもの人権110番	0120-007-110
よりそいホットライン (性別等の相談)	0120-279-338

③ アプリでも匿名で報告・相談できます。  STANDBY
アクセスコード『 』

スマートフォン・タブレット端末からのご相談

 iOS 版

 Android 版

- ① 右記 QR コードから「STANDBY」アプリをインストールする
- ② アプリを起動して上のアクセスコードを入力する
- ③ 画面中央の「報告・相談」ボタンをタップして相談できます



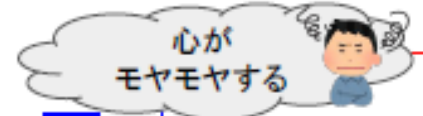
パソコンからのご相談

- ① ウェブブラウザからサイト (<https://webapp.standbyapp.jp>) にアクセスする
- ② 上のアクセスコードを入力する
- ③ 「報告・相談」ボタンをクリックして相談できます

心のモヤモヤ...どこに相談したらよいらろう？(相談先ガイド)

【ポイント1】
モヤモヤは誰かに話すことで緩和される作用があります。「スッキリ！」

【ポイント2】
相談のメリット(意味)は問題解決だけに限りません。「ホッとした」



いいえ

自分なりの悩み解決法を続けましょう

はい

対面で身近な人に話したい

いいえ

相手の声を聞いて話したい

いいえ

スマホやPCを使って相談

【学校】
【悩みごと全般】
◆ 日常生活の頑張りを良く知っています。
・ 様々な立場の先生とすぐに話せる

- 担任
- 保健室
- スクールカウンセラー など

【家族】
【悩みごと全般】
◆ 小さい頃からの様子を良く知っています。
・ いつでも相談

- 親
- 兄弟、姉妹
- 親戚 など (地域の方) (習い事の先生)

【友人】
【悩みごと全般】
・ 同世代の目線からアドバイス

- クラスメイト
- 先輩
- 後輩
- 幼馴染
- 習い事の仲間 など

電話を使って相談

夜中でもすぐに話したい

はい

24時間子供 SOSダイヤル
(文部科学省)
0120-0-78310
【友人、家庭】
◆ 一人で悩まず、いつでもすぐに相談してください。「なやみ言おう」

【千葉いのちの電話】
(日本のいのちの電話連帯)
043-227-3900
【いのち】
◆ あなたの心の想いや悩みを聞かせてください。
◆ いかなる宗教、思想、信条、国籍、性別などに偏りません。

よりそいホットライン
(社会的弱者サポートセンター)
0120-279-338
【LGBTQ、性暴力】
◆ どんな人の、どんな悩みにも寄り添って、解決する方法を探します。
・ 外国語相談あり 10:00~22:00
・ ガイダンスに従って内容を選択

【ヤング・テレホン】
(千葉県警察少年センター)
0120-783-497
【犯罪被害、非行】
◆ 一人で悩んでいるととても苦しくなります。そっと私たちに話してください。
・ 警察庁の窓口
・ 専門的な立場からアドバイス
・ 月~金曜日 9:00~17:00 (祝祭日を除く)

【子どもの人権 110番】
(法務省)
0120-007-110
【人権、虐待】
◆ 子どもの発する信号をいち早くキャッチし、解決に導きます。
・ 月~金曜日 8:30~17:15

【少年相談】
(柏市少年補導センター)
04-7164-7571
【ネットトラブル、非行】
◆ ネット上に悪口を書かれた、家出の相談も受け付けます。
・ 月~金曜日 8:30~17:15 (土、日曜日、祝日、年末年始は休み)

【やまびこ電話相談】
(やまびこ相談員)
0120-66-3741
【ネットトラブル、非行】
◆ 健康、学校・進路に困ったり悩んだら、なんでも相談してください。
・ 月~金曜日 13:00~19:00 (土、日曜日、祝日、年末年始は休み)

【STANDBY】
(柏市教育委員会)
【いじめ、全般】
・ 匿名相談アプリ
・ スマホやクロームブックの学習メニューからアクセス可
・ 小6~高3対象
※ アクセスコード必要

【いじめメール相談及び通報】
(柏市少年補導センター)
【いじめ、学習】
◆ 返事には2~4日かかることがあります。
・ 小中高生対象

【SNS相談@ちば】
(子ども達のサポートセンター)
【いじめ、全般】
・ LINEアプリ
・ 火、木、日曜日 18:00~22:00
・ 中高生対象
※ QRコードを読み取り、「友だち追加」

※アプリ、メール相談は24時間年中送信可、ただし返信は数日かかる場合があります。

【ポイント3】
特化した項目もありますが、どの相談先も悩み全般を聞いて一緒に考えます。

【ポイント4】
ここに書かれていない相談窓口も活用してください。

(P.6) 5 いじめへの対応

(3) いじめを受けた



- 「いじめに関わった」
- いじめに関わった児童生徒の心身と関係性の修復及び再発防止に努めます。

変更

(P.8) 5 いじめへの対応

(6) 配慮を要する児童生徒への対応

③ 「性同一性障がい」 → 「性別違和」

(P.8) 5 いじめへの対応

(9) ウクライナ情勢等をめぐる児童生徒への適切な対応

ウクライナ情勢等の関係国を出自とすることを理由に、関係する児童生徒に対して、差別等の不当な扱いによるいじめが起こらないよう、学校や関係機関で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組みます。また、発達段階に応じて、学校生活のあらゆる場面を通じて人権教育の推進に努めます。

(P.9) 1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、**児童生徒**にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにします。

変更

(P.10) 3 学校における取り組み

①いじめについての共通理解と研修
また、生徒指導の機能…



自己指導能力の獲得

追加

(P.10) 3 学校における取り組み

①いじめについての共通理解と研修
障害（発達障害を含む）について，適切に理解した上で，児童生徒に対する指導に当たります。



障害（発達障害を含む）について，**熱心な無理解者※**
とならないよう適切に理解した上で，児童生徒に対する指導に当たります。

※熱心な無理解者とは，障害（発達障害を含む）のある子どもについて【無理解・誤解・理解不足】などの状態にもかかわらず，熱心と言われるくらいの積極的な指導・支援を繰り返す，かえって当事者の状態を悪化させてしまう人のことを指します。 45

変更

(P.12) 3 学校における取り組み

(6) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒の理解と対応

「性同一性障がい」 → 「性別違和」

(P.12) 3 学校における取り組み

(6) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒の理解と対応

②性同一性障がい…

②性別違和や性的指向・性自認に係る児童生徒は、自身の状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、カミングアウト※の強制等がないように、日頃より相談しやすい環境を整えます。※これまで公にしていなかった性的指向・性自認を他人に話したり打ち明けること。

(P.12) 3 学校における取り組み

(6) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒の理解と対応

④性同一性障がい…

④性別違和や性的指向・性自認に係る児童生徒や保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、決してアウティング※とならないように教育委員会、医療等の関係機関と連携して適切に対応します。※他人の秘密を、その人の許可なく暴露すること。されること。

追加

(P.13) ◎地域全体で学校を支援する体制のイメージ図

関係機関との連携 「行政の福祉部署」 「児童相談所」 「警察」 「医療機関」 「弁護士等」



関係機関との連携 「行政の福祉部署」 「児童相談所」 「警察」 「医療機関」 「弁護士」 「人権擁護機関」 等

「地域部活動指導員等」

(P.15) (5) 調査を行うための組織について

【柏市いじめ重大事態検証委員会】



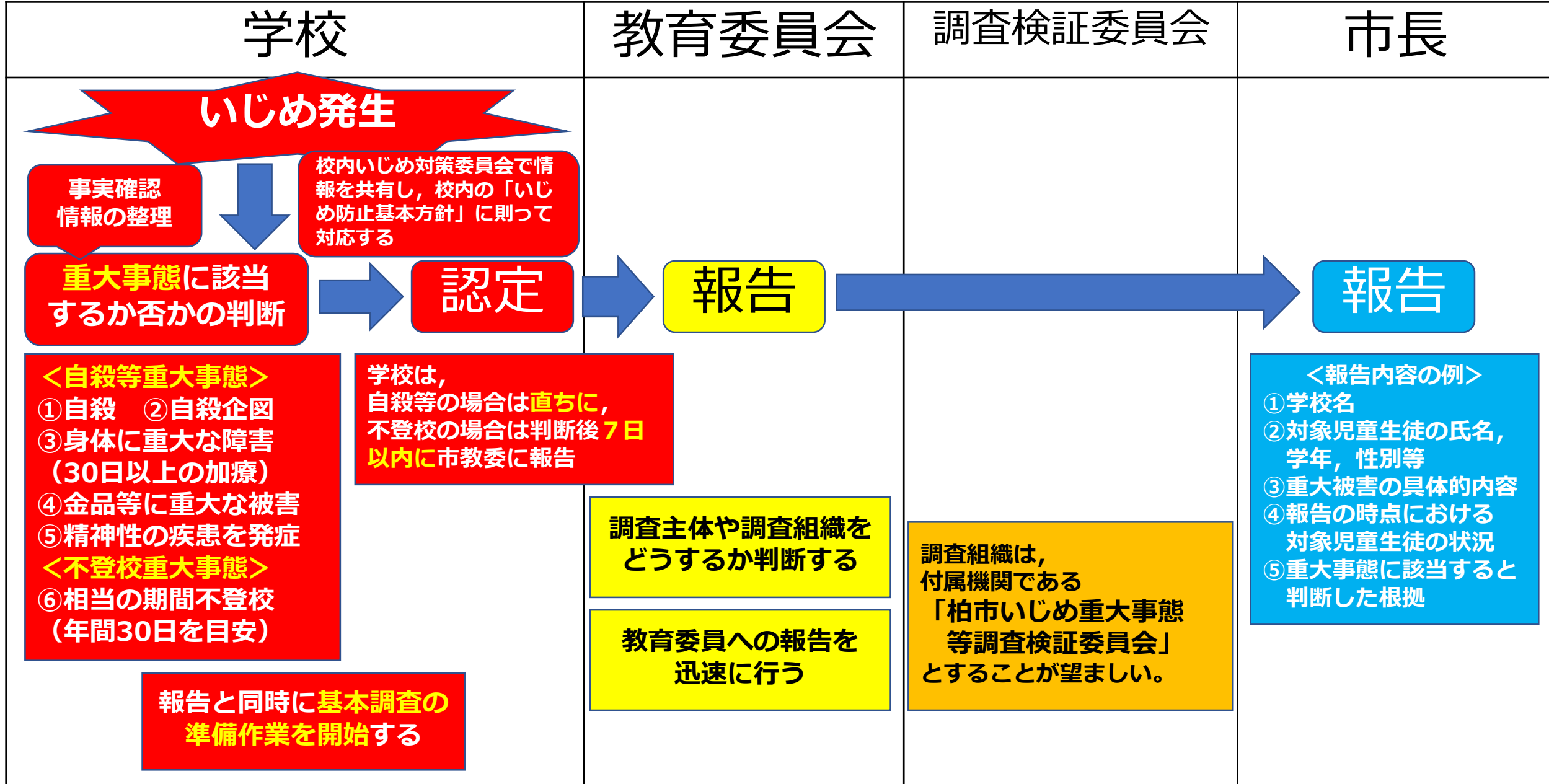
柏市いじめ重大事態等検証委員会

追加

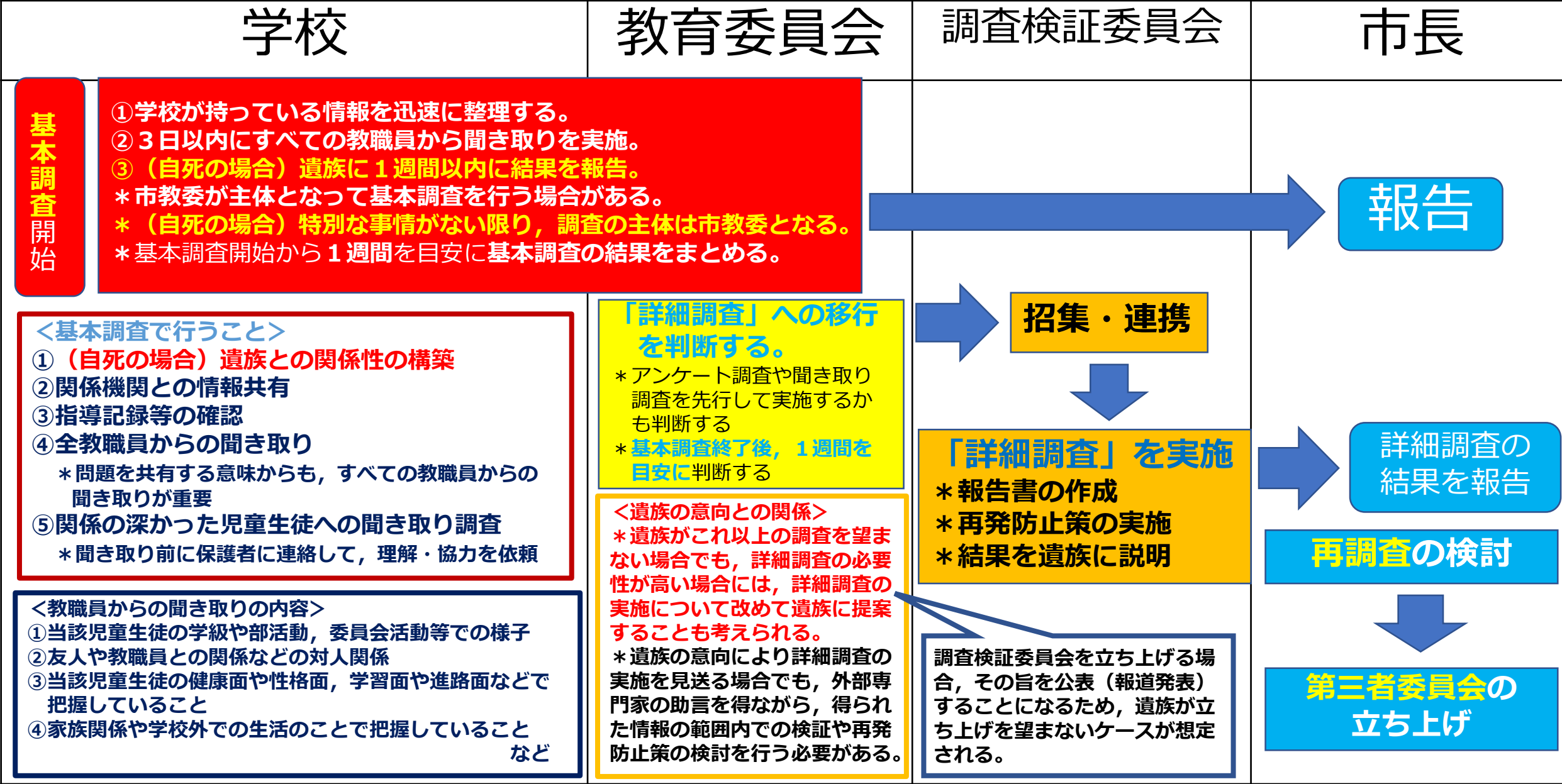
(P.15) 4 市長による再調査及び措置

いじめ重大事態フローチャート

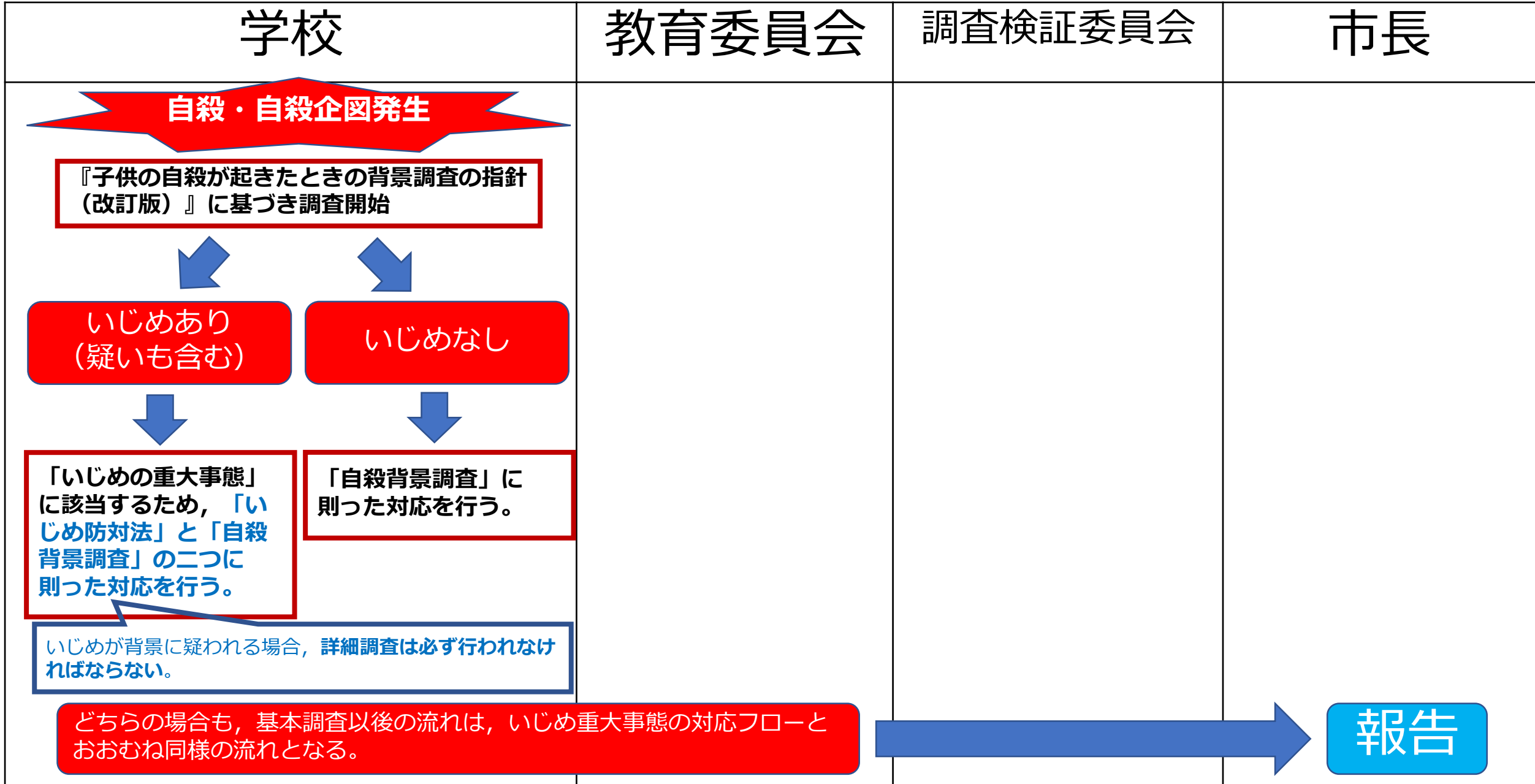
一般的ないじめ発生時の初期対応（柏市版）



学校がいじめによる重大事態と認定した場合の対応フロー（柏市版）



児童生徒の自殺・自殺企図が起きた場合の対応フロー



(P.16) 発行情報

(P.17、31) 表紙・中表紙情報

発行日	平成26年	4月1日
	平成29年	4月1日改定
	令和2年	4月1日改定
	令和5年	4月1日改定

いじめ問題対応の手引き
～令和 5年年度改定版～

柏市いじめ防止基本方針
～令和 5年年度改定版～

いじめ問題対応の手引き 改定のポイント

- 段階に応じた対応の仕方
- 正確な記録の取り方
- ネットいじめの対応の仕方

(P.1) はじめに

「柏市においても、令和5年4月…「いじめの基本認識」を明記するとともに、教職員が自身の活動やいじめの兆候を点検できる「チェックリスト」、
「フローチャート」等を加え、この手引きが若年者の道標・熟年者が基本の再確認ができるものとなるよう現在のいじめ問題に対応すべく改定しました。」

(P.2) 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条）

(P.2) 2. いじめの基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(法第3条)

(P.3) 3. いじめの構造 【傍観者や観衆の存在】

…いじめを助長する存在だと言えます。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「**相談者**」が現れるかどうかポイントになります。

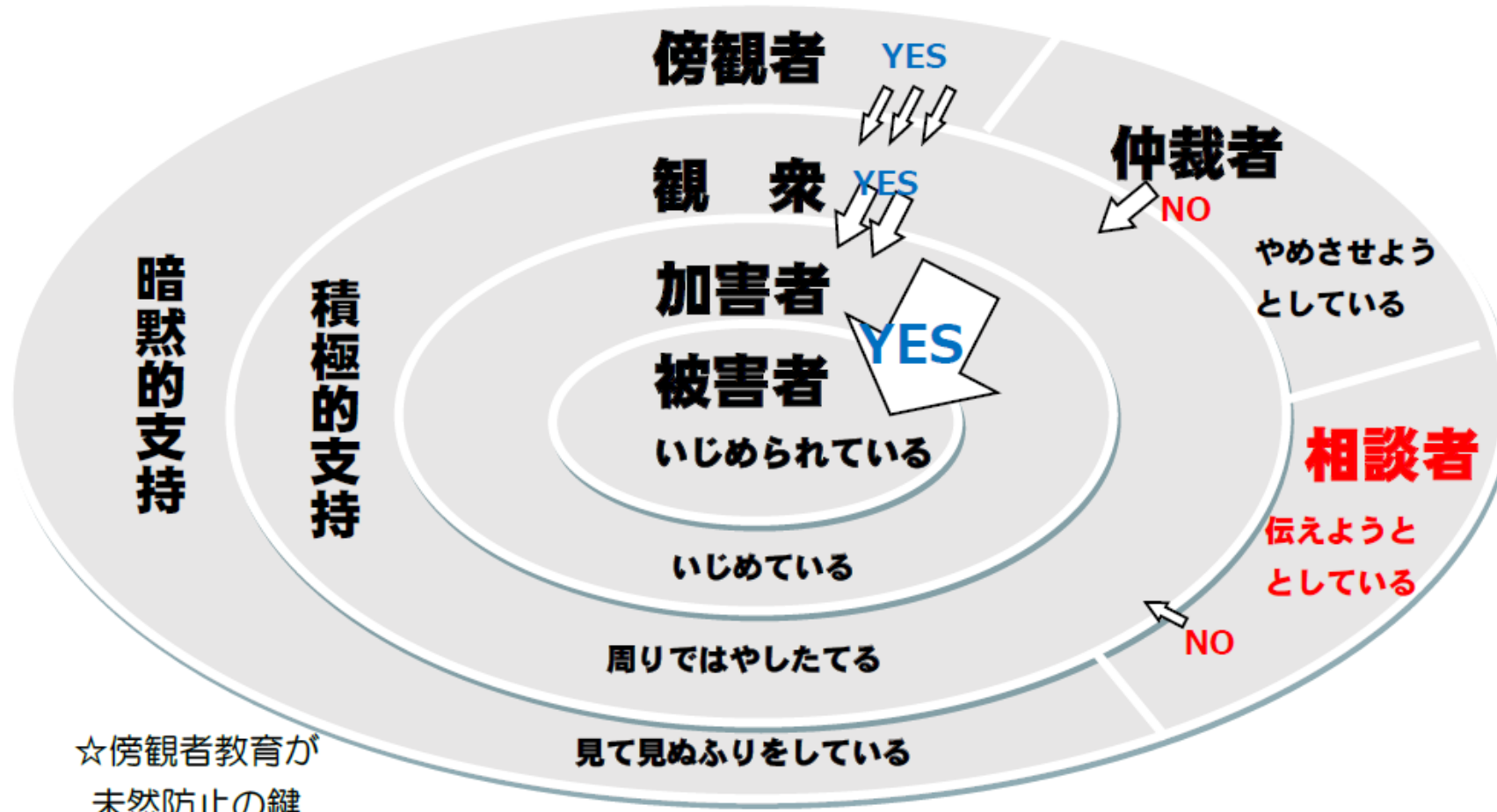
また、この4つの層は、…

追加

(P.3) 3. いじめの構造

相談者

下図に4つの層の力関係を大小の「YES, NO」矢印で整理し、教室の“空気”を可視化しました。まずは、傍観者が「小さなYES」を「小さなNO」に変えることが大切です。



(P.4) いじめ対応フローチャート

児童生徒の行動観察

登下校時・休み時間

授業・清掃時

給食・1人1台端末使用時

放課後・部活動

情報収集の方法

アンケート・教育相談

生活ノート等のやりとり

教育心理テスト

スクリーニングシステム

シャボテンログアプリ

STANDBYアプリ

関係者会議の実施

○教育委員会児童生徒課

変更

(P.7)

※令和2年度「柏市教職員人材育成指針及び指標」参照。



※『子どもの命と人権を守るために』
(柏市教育委員会児童生徒課) 参照。

追加

(P.14) ■一次対応（緊急対応）

- ① 「段階に応じた対応の仕方」
- ② 「正確な記録の取り方」

以上の2点についてまとめた資料を追加予定
※現在作成中

(P.14) ■一次対応 (緊急対応)

① 「段階に応じた対応の仕方」

〇〇さんも意見を言いなよ！(おせっかい)

好意で行った言動 (親切のつもり)

親切さを評価し、相手の気持ちを考える

何やってんだよ！(ミスに対して)

意図せずに行った言動 (悪気はなかった)

何気ない言動が傷つけることを諭す

死ねよ！
(うっかりぶつかった子に対して)

衝動的に行った言動 (つい、カッとなって)

使ってはいけない言葉・行動を指導する

無視、からかい、暴言など

故意で行った言動 (悪意に基づく)

絶対に許されないという姿勢で監督する

暴力、恐喝、破壊など

犯罪的な言動 (悪意に基づく)

警察・児相と連携。被害者との分離

(P.14) ■一次対応（緊急対応） ※例（作成中）

② 「正確な記録の取り方」

① 聞き取りの記録

- 5W1H（いつ、どこで、誰が・誰に、何を、なぜ、どのように）
- 客観的な事実を細かく書く

② 日常の記録

- 気づいたときにすぐにメモを取る（児童生徒にみられないこと）
- 客観的な事実を書く（記録のパターンや略語を決めておく）

③ 報告・情報共有

- 日付、時間、文書作成者を書く
- 一目で内容がわかるタイトルをつける
- あいまいな表現は避け、できるだけ具体的に書く
- 「発言」「客観的事実」「記録者の意見」を区別する

(P.22) 5. 保護者への対応における配慮事項

《保護者対応の注意点》

●…保護者に確認を取ること)

◆法はいじめの要件をいじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。保護者には、保護者会等で、具体的事例に則して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められます。

(P.23) 6. ネットいじめへの対応について 参考資料をP25【警察との連携】の前へ追加

ネットトラブルに対して、誠意を持って対応することは当然です。ただし、当事者（書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないので、削除や発信者情報開示の代行は厳禁です。
※訴訟となった場合、「被告」になる恐れあり。弁護士法第72条「非弁行為」禁止

(P.23) 6. ネットいじめへの対応について 参考資料をP25【警察との連携】の前へ追加

被害にあったなら(教育機関にできること)

- ≫ 削除は難航する **※禁句「削除できる」**
- ≫ 教育委員会と連携
 - ー現状を把握して教育委員会と情報を共有する。
- ≫ 相談窓口を案内
 - ー法務省の人権擁護機関（法務局、地方法務局）
 - ー違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）
 - ーセーフアインターネット協会
- ≫ 犯罪性があれば警察署に通報
 - ー詐欺、恐喝、児童ポルノ、児童誘引など

(P.23) 6. ネットいじめへの対応について 参考資料をP25【警察との連携】の前へ追加

書き込み削除の難しさ

1. 書き込みの関係者 >> 一人ではない。
2. 拡散した書き込み >> 一括削除の手続きなし
3. ネット上での削除要求 >> 反論されて、こじれる。
4. 5ちゃんねる掲示板 >> 書き込んだ本人でも削除できない。
5. 削除依頼フォーム >> 公開される。炎上を招く。
6. プロバイダ責任制限法 >> 削除義務なし。
7. SNS(Twitter、Facebook) >> 英語で削除手続き
8. 法務省からの削除依頼 >> 強制力なし
9. 裁判所の仮処分命令 >> 手続、費用、時間、案件ごと
10. 再び書き込まれたら >> またイチからやり直し

追加資料

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合



法務省作成

「ネットいじめ」への対応

いじめ防止対策推進法第2条：この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の被害を感じているものをいう。

柏市教育委員会

ネットいじめ認知

- ◆ 被害児童生徒（の保護者）からの相談
- ◆ 他の児童生徒（の保護者）からの連絡（連絡帳や生活記録帳、教育相談、アンケート etc.）
- ◆ 地域社会や関係機関からの情報提供

早期発見

「チーム学校」での対応

状況把握と事実確認

- 聞き取りは、「通報者」「被害者」「観衆・傍観者」の順が原則
- 「加害者」からの聞き取りは慎重に（傾聴し、素直に話をさせる）
- 必ず組織で対応する

ネットいじめの事例

- LINE等でのグループ外し
- 個人の検索中傷（SNS、コミュニティサイト等）
- 個人情報の漏洩（SNS、動画サイト等）
- 性的画像の要求、保持、拡散
- オンラインゲームトラブル（金銭、アイテムの強奪等）

- 保護者の同意を得て記録に残す（スクリーンショット・プリントアウト）

共通理解・共通対応

- ◇ 学年会
 - 初動対応の分担等を検討
 - ・学年主任 ・学年職員
 - ・学級担任
- ◇ 校内いじめ防止対策委員会
 - 対応方針の検討・決定
 - ・校長 ・教頭 ・教務
 - ・生徒指導主任 ・学年主任
 - ・担任 ・養護 ・SC ・SSW

管理職への報告
対応方針の共有

- 保護者との信頼関係が壊れないよう配慮する
- 関係機関との連携の必要性について検討する

これまで、子どもたちのスマートフォン・タブレット・パソコン等を第一義的に管理していたのは家庭であり、インターネットを通じてのトラブルが起こったとき、使用のルールやフィルタリングの見直し等について、最終的には家庭での対応をお願いしていました。しかし、学校から一人一台の端末を貸出し、家庭学習等のため持ち帰らせるようになったこれからは、これまで以上に家庭と連携・協働する必要があります。それに伴い、関係機関との連携・協働をマネジメントすることが求められています。

学校 ↔ **保護者**

【確認すること】

- > 不適切な書き込みや画像が、どこまで拡散しているか（範囲が特定しきれない場合、速やかに関係機関に相談する）
- > 不適切な書き込みや画像が、端末に残されているかどうか（教員・保護者の前で、完全に削除させる）
- ※ 悪化する場合は、削除する前に必ず証拠に残留する
- > 端末利用のルールや、端末の管理について（フィルタリング設定、SNSの公開範囲等）

柏市教育委員会 児童生徒課
04-7191-7210

- いじめを認知し、事実確認を終えたら報告
- いじめの重大事態は直ちに報告

教育支援室（児童生徒課）
04-7131-6671

- 児童生徒の今後について、教育や心理の専門家に相談したいとき

柏市少年指導センター（児童生徒課）
04-7164-7571

- 非行（の傾向）がみられる児童生徒の指導について相談したいとき

※ 情報モラル啓発授業 **未然防止**

関係機関との連携・協働 ～継続支援・再発防止～

サイトの管理人・プロバイダ

プライバシーの侵害等、人権擁護の観点から、不適切な書き込み等の削除を依頼する

※ 悪化する場合は、削除依頼の前に必ず証拠に残留する

千葉県警東葛地区少年センター
04-7148-0110

- 非行（の傾向）がみられる児童生徒の指導、被害を受けた児童生徒への支援について相談したいとき

法務省/地方司法局「子どもの人権110番」
0120-007-110 / 043-247-9666

- プライバシーの侵害等、人権擁護の観点から、書き込み削除等を相談したいとき
- 被害児童生徒の救済の観点から、今後の対応について相談したいとき

柏警察署 生活安全課
04-7148-0110

- 犯罪行為（のおそれ）があるとき
- ・暴力 ・脅迫、強要
- ・悪質な暴行中傷や個人情報漏洩
- ・不適切画像の要求、保持、拡散 ほか

継続支援・再発防止

- > 市教委（児童生徒課）に報告・相談する
- > 被害児童生徒・保護者を支援する
- > 加害児童生徒・保護者に助言・支援する
- > 保護者間で情報を共有する措置をとる
- > 通報者を保護する策を講じる

● 生命・身体・財産に重大な被害

● いじめにより、相当期間の欠席（30日）

いじめの重大事態

市教委（児童生徒課）に報告
市教委を通して市長に報告
（柏市いじめ重大事態検証委員会）

被害児童生徒の尊厳回復

めざす方向

変更

(P.28) ◇役割分担の明確化

※いじめ防止対策委員会のメンバー (例)
『教育相談担当』



『教育相談コーディネーター』

変更

(P.30) 3 職員会議・校内研修会

STOPitジャパン → STANDBY

1 改訂の「経緯」と「背景」

2 改訂のポイント

3 改訂の具体的な内容

4 改定に向けた今後の流れ

「柏市いじめ防止基本方針」 改定までのスケジュール（例）

- 第2回柏市いじめ防止対策連絡協議会【10月4日】
 - 柏市いじめ防止基本方針の改定について
 - 柏市いじめ防止基本方針改定を委員へ周知

【改定作業～令和5年1月】
- 第3回柏市いじめ防止対策連絡協議会【2月16日】
 - 内容の最終確認
 - 柏市ホームページへ公表 【4月1日】

「学校いじめ防止基本方針」 改定までのスケジュール（例）

- 小中学校生徒指導主任連絡協議会 【令和5年2・6月】
- 柏市いじめ防止基本方針の改定および
学校いじめ防止基本方針改定を職員へ周知 【6月】
(職員会議や打ち合わせ等で周知)
- 改定作業チーム編成 【7月中旬】
- 改定作業チーム会議①② 【7月下旬】 【8月上旬】
- 管理職へ起案 【8月下旬】
- PTA, 学校評議員等の会議にて検討
- 市教委提出(児童生徒課) 【9月】
- 学校ホームページへ公表 【9月】

「学校いじめ防止基本方針」改定の作業手順

ステップ1

・改定作業チームの編成

- ・（校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，各学年生徒指導・教育相談担当，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー，SSW）等

ステップ2

・改定スケジュールの設定

ステップ3

・改定作業開始

ステップ4

・柏市教育委員会 児童生徒課へ提出

ステップ5

・学校ホームページへ公表